

○青梅市成年後見制度利用促進審議会条例

令和5年3月31日条例第6号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第14条第2項の規定にもとづき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、青梅市長（以下「市長」という。）の附属機関として、青梅市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況についての点検、評価または助言に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験または専門的知識を有する者
- (2) 医師
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民

2 市長は、前条各号に規定する事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に、市長が委嘱する臨時委員を置くことができる。

(委員および臨時委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から前条第2項の規定による調査審議が終了した日または前項の委員の任期が満了する日のいずれか早い日までとする。

3 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員および議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、オンライン会議（映像および音声の送受信により、委員および議事に関係のある臨時委員の間で同時かつ双方向に対話することができるシステムを利用した会議をいう。以下同じ。）を行い、または書面による審議を発議することができる。この場合において、オンライン会議への出席および書面による審議への参加を第2項の出席とみなし、書面による審議にかかる可否は書面によるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期の満了日は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日とする。